

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題(Ⅱ) (通貨交換措置)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 通貨交換レート, 交換期日, 給付金措置, 日本側, 外務省, 大蔵省, 米国側, 国務省, 財務省, 琉球政府声明, 緊急措置, 通貨輸送計画, 大蔵省, 防衛庁, 在沖縄米軍 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43683

在米大來往信電

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示 暗 略 (平)	※ 総第 8 08.176-2 46.10.8 22.49	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒
第 6262 号	大至急・至急・普通・LTF	※ 発着係 (3)	
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 東北 1	起案 昭和 46 年 10 月 8 日 起案者 森本 電話番号 2466
協議先			
電報 在 米	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて 外務 大臣 宛	臨時代理
電報 在 米	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて	
件名 沖繩の通貨交換問題			
1. 8日午後の閣議において、政府は本件の閣議所要の措置を講ずることと決定し、閣議終了後の記者発表において、別電			
1. の官房長官談話を行ない、同じく総理府総務長官も別電2. の談話を発表す。			

電信課長
13

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

(昭和四二七一改正)

GB-1

176

2

2. ~~米~~ 琉球政府屋良主席は、上記1. の発表と同時に本件に関する声明を行なった。沖繩においては、同日公布された「通貨及び通貨性資産の確保に関する緊急措置法」を至急入手の上、電送ありたい。
米に転記す。

(3)

GB-3

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平	符号表示 暗 略 平	総第 08 175
YYY YYY	第 6263 号	昭和 年 月 日 時 分 秒 46.10.8 22.49
	大至急 (至急)・普通・LTF	発電係 (3)

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米第一課	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 46 年 10 月 8 日 起案者 子 電話番号 2466
--	---------------------------------	--

協議先

米 **(大使)** 臨時代理大使
在 **沖繩** ~~米北~~ 総領事 代理 **外務** 大臣 **務**

電 報 在 **大327** 大使 臨時代理大使
総領事 代理 **あて**

件名
沖繩の通貨交換問題

往電米北谷沖 6262号 別電 1

183

↓

字 済

(捺印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一 改正)

GB-1

~~内閣総理大臣 幣原 喜重郎~~
~~官房長官 磯 田 道 雄~~

政府はかねてより、わが国為替相場の変動中の制限を一時的に停止して以来、通貨交換に因する抜本的な措置を一日も早く実施して欲しいという沖縄県民の要望について、検討してきたが、今般、このような切実な要望を考慮するとともに、沖縄県民が永年わたる御勞苦に報いるため、(県民に実質的の莫異外國為替相場による交換を保障する)復歸に際し、県民に給付金を支給するよう、よう所要の措置を講ずることとした。

このような措置により、県民の不安が解消され、日本国民の積年の願望である本土復歸が円滑に行なわれ、より心から望まものである。

~~昭和四十六年十一月廿一日~~

~~内閣総理大臣 佐藤 榮 作~~
~~官房長官 磯 田 道 雄~~

昭 和 四 十 六 年 十 一 月 廿 一 日

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 08 180 号
第 6264 号	昭和 46 年 10 月 8 日 22 時 49 分発	
大至急・至急・普通・LTF	発電係	③

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年10月8日 起案者 森本 電話番号 2466
---	-------------------------------	---

協議先

在 米大使 臨時代理大使
神代 総領事 代理 科務大臣 臨時代理

電報 在 米大使 臨時代理大使
327 総領事 代理 米大使 臨時代理

件名 神代の通貨支控問題

往電米北 6262号 別電 2

↓

字 済

291

(昭和四二・七一改正)

GB-1

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 08 182 号
第 2262 号	昭和 46 年 10 月 8 日 22 時 49 分発	
大至急・至急・普通・LTF	発電係	⑤

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年10月8日 起案者 子 電話番号
---	-------------------------------	---

協議先

在 米大使 臨時代理大使
神代 総領事 代理 外務大臣 臨時代理

電報 在 米大使 臨時代理大使
327 総領事 代理 米大使 臨時代理

件名 神代の通貨支控問題

往電米北 6262号 科務大臣 別電 2 に関し

琉球政府声明 別電 2 とあり

オランダに転送しむ。 (3)

字 済

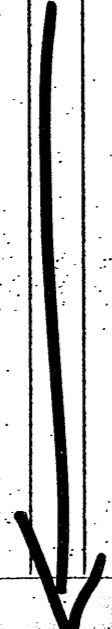
(昭和四二・七一改正)

GB-1

琉球政府声明

一、政府は、本土政府の外国為替変動相場制移行以来沖縄県民の間を生じた不安と動揺を一日も早く解消することを念願して、復帰を得つまでもなく一ドル対三六〇円による通貨の交換を早急に実施しよう、本土政府に強く要請してきたのであるが、本日、本土政府との協議の結果に基つて、施政者としての、米國政府の権限に及ばない範囲内において、通貨の呈示命令を合心一連の緊急措置を⁸⁰実施することとした。

二、政府は、本日公布する「通貨及び通貨債資産の確認に関する緊急措置法」に基つて、呈示又は調査確認された沖縄県民の個人別純資産額を本土政府に通報することとし、日本政府は、この資料に基つて、左記の西支圖により、復帰の際に行われようとする通貨交換にあつて、給付金を支給することを決定した。



記

給付金支給要綱

一、給付金の支給対象者

- (一) 琉球政府章典(一九五二年二月二十九日米国民政府令才六八号)才三条に規定する琉球住民
- (二) 沖縄に住所を有する日本国民
- (三) 一九五四年六月二十日米国民政府指令才五号により永住許可を受けた者

二、給付金の算定の対象となる資産及び負債の範囲

- (一) 現金通貨
- (二) 別表(一)に定める金融機関の預貯金(定期積金及び未給付の相互掛金を含む)及び金銭信託並びに別表(二)に定める金融機関からの借入金
- (三) 前記(一)及び(二)とも琉球政府の「通貨及び通貨性資産の確認に因する緊急措置法」及びこれに基く規則に依り確認されたものに限る。

V.

三、結付金の算定方法

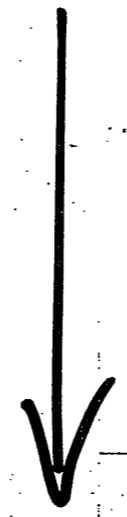
次の(一)及び(二)の資産額に対し、それぞれ(一)ドル当たり(三)の金額と
乗じた額の合計額を結付金の額とする。

(一)前記二の(一)による現金通貨

(二)前記二の(二)に定める資産及び負債と前記一の支結対象者別に
総合的に名寄せして資産・負債と差引計算した純資産額

(三)復帰の際行なわれる通貨交換に適用される交換比率

(対ドル用表示額)と三六〇円との差額



別表(一)

一、銀行(外国銀行を含む)

一、相互銀行

一、信託会社

一、信用金庫

一、労働金庫

一、農林漁業中央金庫

一、農業信用協同組合

一、漁業信用協同組合

一、郵便局

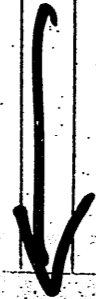
別表(二)

一、別表(一)に掲げる金融機関(郵便局を除く)

一、琉球開発金融公社

一、大衆金融公社

一、琉球政府の各種融通特別会計



三、この度の緊急措置が円滑かつ速やかに実行され所期の目的を達成するよう県民各位の全面的な協力を要切とするともに、永年にわたる沖縄県民の労苦に報い、
 べく今回の特別措置を決定された本工政府の配慮に対し、
 県民を代表して深甚の謝意を表明する次第である。

一九七一年十月八日

琉球政府行政主席 屋良朝苗

452007

政 府

内閣総理大臣 声明

官房長官 談話

政府はかねてより、わが国為替相場の変動中の

制限を一時的に停止して以来、通貨交換に関する

抜本的な措置を一日も早く実施して欲しいという

沖縄県民の要望について検討してきたが、

今般、このような切実な要望を考慮するとともに

沖縄県民の永年にわたる御勞苦に報いるため、

(県民に実負的の事與外國為替相場による交換を保障する
復歸に際し県民に給付金を支給する事とする)

所要の措置を講ずることとした。

このよきな措置により県民の不安が解消され

日本国民の積年の願望である本土復歸が

円滑に行なわれるよう心から望まものである。

昭和四十六年十月八日

内閣総理大臣 佐藤栄作

官房長官 藤本義典

昭 四十六年十月八日

急
2/1
北米
北米
北米

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

報告連在途 (基) 2-2)

46.10.8
北米1

1. 本日の閣議にて政府委員は、神龍は1ドル=360円の変換に交換することを

保証するに述べた。360円... 換...
給...
給...

2. 8日 09:00 屋良首相は、米用の制限に与れた範囲で通貨提示命令を

含連の緊急措置を奨励した。

現金・証券の押込 → 現金交換...
公債発...

(注) 以上は 基日付
報告連在途を交換した
印刷物は2と北米団体による。

(回覧番号 2660) 外務省電信案 (分類)

秘密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 第 6261号	総第08 184号
無期限	昭和 年 月 日 時 分 発	46.10.8 23.03
部の内	大至急 至急・普通・LTF	発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 北米1 起案 昭和46年10月8日 起案者 電話番号 後 2464
---	-------------------------------	---

協賛先 官房総務参事官 官房書記官	経済局長 北米才二課長 国際経済課長
-------------------------	--------------------------

在 米 米 場 大使 神 高 瀬 総領事	臨時代理大使 代理 あて 木村 大臣 発
-------------------------	----------------------------

在 米 米 崎 大使 報 在 米 米 崎 総領事	臨時代理大使 代理 あて
-----------------------------	--------------------

件名
神龍の通貨交換問題

米、神龍往電合第6262号に因り、

1. 8日在京米大使付一公使は吉野アメリカ局長に於て、本件措置に米国人が含れたい事
に之を不満と打ちて、返還地色
の上高等審判との関係で、はり知れず

(封印欄内は電報係記入)

(昭和四二・七一改正)

249

184

2

CONSEQUENCEがあり了ることを深く憂慮するものであり、日本政府の措置に強く抗議する旨申し入れ越した。

2. 右に對し、並に、本件措置は、沖縄住民が戦禍に於て長年苦勞を蒙り、之に對し、對等金として支給せらるべきものである。従って、外國人は對等とせしめ、各説明したが、「ス」公使は、外國人が差別されてゐることには、極めて不満である旨、續り、之を以て、外國人の登録できるようにはならないと述べたので、並に、之れも出来ない旨を答へた。

3. 「ス」公使は、本件は、東洋の問題であるから、之を以て、行方へ転送した。行方へ転送した。本電は、米沖。

外務省

OK 済み

(回覧番号 2661) 外務省電信案 (分類)

機密等級 (極秘・秘・秘密)	符号表示	総第
極秘	暗 略 平	08 226
無期限	※ 案 6281号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒
部の内号	46.10.8 20.53	
大至急	大至急・至急・普通・LTF	発電係

主管 王官局部課(室)名

大 臣 事務次官 外務省 官房長

アメリカ局長 参事官 北米才二課長

米北 1

起案 昭和 16 年 10 月 8 日

起案者 電話番号 2464

協議先 官房総務参事官 官房書記

経済局長 北米才二課長 国際経済課長

米牛場 在 沖高瀬 大使 総領事

臨時代理大使 代理 木村 大臣 発

在 在 杉山 義崎 大使 総領事

臨時代理大使 代理 木村 大臣 発

件名 沖縄の通貨交換問題

米、沖死位電令才6265号に因り、

1. 知後米局長より総理の指示に基づき、

「ス」公使に對し、米側の事情もよくわかるが、

「ス」才高等参事官がこれを VETO するが、

如きことと存する政治的に重大な問題

(昭和四二・七一改正)

GB-1

GB-3

(13)

303

代わることであるが、沖縄住民に及ぼす影響もはかり知れぬものがある。このため、高等弁務官が本件実施を VETO することについては、いかなる必要清いた。

又、これに対し、「ス」公使は次のように述べた。

(1) 本件措置の政治的目的については、わがらぎではないが、それと併せて、次のような問題がある。

(2) 第一は、すでに述べた通り、明9日は一部の者に対する pay day にあてられ、右以外の者が差別された結果となること。

(3) さらに深刻なことは、琉球銀行が、琉球政府がドル札にスタンプを押すと、当該ドル札は無効となるのでは

(米政府以外のものがドル札をキ損したの

(法律の範疇か)

ないかという点も、二つを目下既務者に照会しているところである。

3) ~~この~~ ^{この} 点より、琉球政府も米施政取下的にある米国の村園 ~~も~~ ^も であるから、これは問題 ^は ~~ない~~ ^{ではない} のではないかと看して、ス公使は、先にも含めて本国政府の見解を求めるといった旨答えた。

本電宛先: 米・沖
 行方へ再電した。

糸記 2.13) 9日 (3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の表示) 極秘 無期限 部の内	符号表示 (暗) 略 平 第 6294号	総第 09 1292号 昭和 46 年 10 月 9 日 14.47
大至急 (至急・普通・LTF)		発電係
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 46 年 10 月 9 日 起案者 佐藤 2464 電話番号
協議先 官房総務参事官 官房書記官	経済局長 北米第二課長 国際経済課長	
米市場 在 米市場 領事	臨時代理大使 代理 あて 外務大臣 発	
在 沖繩 高柳 領事	臨時代理大使 代理 あて	
件名 沖繩の通貨交換問題。		
米、沖電宛電合ホ628/号に因り、		
1. 8日 電報 米駐在公使より、吉野ア州局長		
に宛り次の通り連絡あり。中国政府と協同		
(1) ドル札にスタンプを押すという問題は好		
ましくないので、法的には問題とすべき		

295

(その後仲間にあっては米蔵省の指示でスタンプを押すこととは
とやめた由。)

2

は私の結論であり、米政府としておかし
と之が二本を見事ごおこととした。←

(2) 然し海がう次の港長を問題として
指摘しておきた。

(1) 沖繩はまだ米施政下にあり、高
等弁務官がその最高責任者であり、米政府
より、現地当局に全然相違なく決意
したことを強く不満とする。

(2) 本件措置の文書に米人が除外と差
別したことを遺憾とする。

(1) 本件措置の施行のタイミング、方法等
についても事前に相談をいたして、
悪いやり方があったと思料するが、さ
もない実施方法であったことも遺憾である。

(3) 米側としては、今回の措置を了解はし

ないが、~~米~~米の空抱を停止することは深刻な
 問題を提起するにすぎないので、~~米~~米 VETO
 することは許さないとした次第である。
 本件と事前に米政府との協定は
 ないことには遺憾であったが、~~米~~米
 の発言として、当方外交公使へ伝達し
 ておいた。

沖へ転電した。

(3)

GB-3

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 (略) 平	総第 09 1312 号
	第 6295 号	昭和 年 月 日 時 分 発 46.10.9 14.47
	大至急・至急・普通・LTF	発電係

大臣 秘書長 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北七 起案 昭和 46 年 10 月 日 起案者 電話番号 佐藤 2464
---	-------------------------------	--

協議先 官房総務参事官 官房書記官	経済局長 北米才二課長 国際経済課長
-------------------------	--------------------------

米牛場 大使 在 米 総領事 在 米 総領事	臨時代理大使 代理 代理	代理 あて 木村 大臣 務 あて
------------------------------	--------------------	------------------------

件名 沖繩の通貨支援

米、米の空抱を停止することに関し、
 9日マニラ大使より森次官に対し、電話
 RT次々とiiy ~~米~~米 申入れ取付。
 1. 昨夜表明した抗議を ENDORSE した。
 2. 本国政府の訓令に基づき、~~米~~米 申

(※印欄内は電信課記入)

昭和四二・七一 改正

GB-1

374
 米の空抱を停止することに関し、
 9日マニラ大使より森次官に対し、電話
 RT次々とiiy ~~米~~米 申入れ取付。
 1. 昨夜表明した抗議を ENDORSE した。
 2. 本国政府の訓令に基づき、~~米~~米 申

2)

2

ものであり、在沖外国人に対する差別を
撤廃の方を要請の旨申入れ越した。
在申入れに対する回答振りに7...2は
検討中である。取敢て通報打。
なお、本問題の概況存案に於て、本電の配付は
本電宛先、米、沖繩に限る。
(了)

GB-3

外務省

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平 合第 7869 号	総第 1206 028-2 号 昭和 年 月 日 時 分 発 6 16 9 発電係
-----------------------------------	-----------------------------------	--

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一部長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年12月2日 起案者 森 電話番号 2466
---	-------------------------------	--

協議先

在 米 牛場 大使 臨時代理大使 沖繩 高瀬 総領事 代理	あて 外務 大臣 発
電 在 大使 臨時代理大使 報 在 総領事 代理	あて

件名 沖繩の通貨交換
往電米北1合沖7871号 別電。

(※印欄内は電信録記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

544

写 濟

No. 748

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Minister for Foreign Affairs of Japan and has the honor to refer to the statement of the Government of Japan dated October 8, 1971 and signed by Eisaku Sato, Prime Minister, and to the statement by the Director General, Prime Minister's Office, of the Government of Japan, dated October 8, 1971, respecting the program of the Government of Japan, in concert with the Government of the Ryukyu Islands, to pay a benefit to certain persons in the Ryukyu Islands at the time of the reversion of Okinawa to Japanese administration. The Government of the United States notes that the benefit payment is to be calculated by a formula employing the difference between the conversion rate applied to dollar currency exchange at the time of reversion and 360 yen. The Government of the United States of America further notes that the persons entitled to receive benefits according to the program of the Government of Japan are: (1) Ryukyuan people as defined in Article III of Civil Administration Ordinance No. 68 of 29 February 1952, (2) Japanese nationals who maintain domiciles or permanent residence in Okinawa, and (3) other persons by virtue of Civil Administration Directive No. 5 of 21 June 1954.

28
秘
無 期 限

The Government of the United States of America is sympathetic to the concerns expressed by spokesmen of the Government of Japan which motivated the announced program and appreciates that the Government of Japan wishes to make a special benefit payment to certain persons in the Ryukyu Islands. The Government of the United States notes, however, that, since the benefit payment is to be calculated in a fashion reflecting the difference between the dollar-yen exchange rate at the time of reversion and the rate of one dollar to 360 yen, the benefit payment in fact constitutes a discriminatory currency arrangement.

It is the view of the Government of the United States of America that the Government of Japan should take steps to remove the discriminatory features from its announced currency exchange program. It would appear that the program as now conceived would constitute a departure from the obligations of the Government of Japan pursuant to Section 3 of Article VIII of the Articles of Agreement of the International Monetary Fund and would disappoint the expectations of the non-Japanese inhabitants of Okinawa that the reversion of Okinawa to Japanese administration would be carried out in such a fashion as to provide equitable and non-discriminatory treatment to all the inhabitants of Okinawa. The Government of the United States of America considers it important to the maintenance of the spirit in which both Governments entered into negotiations for the reversion of Okinawa that the

Government of Japan not appear to be discriminating
unfairly against non-Japanese residents of Okinawa.

amm

Embassy of the United States of America,
Tokyo, November 30, 1971.

(3)

秘
無期限

大臣
事務次官
外務審議官

経済局長 (10/22) アメリカ局長
次長 (10/22) 参事官
国際交渉課長 (10/22) 北米才一課長
条約課長 (10/22) 北米才二課長 (2.3.7)
国際協定課長 (10/22)

沖繩における通関交換
問題

46.12.2
米北1.

2. 10月8日閣議決定、同日実施された
沖繩における通関交換問題に
ついては、米側は沖繩に於ける外国人を差別
あるべきではなく、後附の案につき米側の正式
見解を述べることとを確保する旨の立場を
とっていたこと、12月2日在京米大使館
は、11月30日付口上書をもって、IMF協定

別添
今次の不出送10
外務省

GA-6

8/
米以系米市場に於ける日本政府の負、713

義務に及ぶべきであり、外国人に於ける差別
を撤廃^{方要請}すべき旨を申し込められた。

2. よて、本件については前記IMF協定中
系米市場と関係等につき技術的
問題について緊急検査の上、大蔵省、経
済協成の対米回答指針を作成
すべきと致した。

GA-6

外務省

CONFIDENTIAL

アメリカ局長
参事官
北米才一課

2/12

No. 748

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Minister for Foreign Affairs of Japan and has the honor to refer to the statement of the Government of Japan dated October 8, 1971 and signed by Eisaku Sato, Prime Minister, and to the statement by the Director General, Prime Minister's Office, of the Government of Japan, dated October 8, 1971, respecting the program of the Government of Japan, in concert with the Government of the Ryukyu Islands, to pay a benefit to certain persons in the Ryukyu Islands at the time of the reversion of Okinawa to Japanese administration. The Government of the United States notes that the benefit payment is to be calculated by a formula employing the difference between the conversion rate applied to dollar currency exchange at the time of reversion and 360 yen.

The Government of the United States of America further notes that the persons entitled to receive benefits according to the program of the Government of Japan are: (1) Ryukyuan people as defined in Article III of Civil Administration Ordinance No. 68 of 29 February 1952, (2) Japanese nationals who maintain domiciles or permanent residence in Okinawa, and (3) other persons by virtue of Civil Administration Directive No. 5 of 21 June 1954.

2/12
米才一課
野田局長
へ
送付
済
9

The Government of the United States of America is sympathetic to the concerns expressed by spokesmen of the Government of Japan which motivated the announced program and appreciates that the Government of Japan wishes to make a special benefit payment to certain persons in the Ryukyu Islands. The Government of the United States notes, however, that, since the benefit payment is to be calculated in a fashion reflecting the difference between the dollar-yen exchange rate at the time of reversion and the rate of one dollar to 360 yen, the benefit payment in fact constitutes a discriminatory currency arrangement.

It is the view of the Government of the United States of America that the Government of Japan should take steps to remove the discriminatory features from its announced currency exchange program. It would appear that the program as now conceived would constitute a departure from the obligations of the Government of Japan pursuant to Section 3 of Article VIII of the Articles of Agreement of the International Monetary Fund and would disappoint the expectations of the non-Japanese inhabitants of Okinawa that the reversion of Okinawa to Japanese administration would be carried out in such a fashion as to provide equitable and non-discriminatory treatment to all the inhabitants of Okinawa. The Government of the United States of America considers it important to the maintenance of the spirit in which both Governments entered into negotiations for the reversion of Okinawa that the

総務
首席事務官
総務
渉外調整
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力才
局庶務



Government of Japan not appear to be discriminating
unfairly against non-Japanese residents of Okinawa.

AAAM

Embassy of the United States of America,
Tokyo, November 30, 1971.

0
0
0
0

秘密表示(朱印)

あて先別

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2		2
付			
属			

発送処理	昭和47年1月11日
発信	タイプ 検査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北1合第 91 号 日付 昭和 47年 1月 10日

大 臣 主管 起案 昭和 47年 1月 10日

政 務 次 官 阿部外務局長

事 務 次 官 参事官

外務審議官 北米才一課長

外務審議官

官 房 長 起案者 電話番号 2466

協議先

受信者 在米 中嶋 大使 発信者 外務大臣

在沖繩 高瀬 大使

写送付先 (希望発送日)

件 名 沖繩の円ドル交換問題

GA-2 10 237 外務省 回覧番号

米北1合第 91 号
昭和47年1月10日

在外公館長殿

外務大臣

(件名)

沖繩の円ドル交換問題

引用公・電信
日付・番号

本年12月16日、在沖繩米商業会議所のヘリ-会談ほか代表は、橋本外務副参事官を来訪、本件につき話し合いを行った。河は、参事官の台記録等に1部を別添送付す。本信送付先: 米沖繩海

(※印は文書課記入)

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

米高

米高 米高 米高

沖繩米商會新所式表
の申出交換レトに對する
'71. 12. 17 橋

1. 12月16日、在沖繩米商會新所の新會頭
Perry氏(Barclay 氏)の役員 Reeves氏

(會所事務長) 前會頭 Stolle氏等と同道(大Parker
氏も同行) 表敬のち橋を事柄した際、

沖繩の米商會に關連し、~~米~~申出交換レトに對し
軍務局長の公務員の給料の切替えが、

米高に及ぼす影響に對し、~~述べて~~
申出交換レトに對し、~~述べて~~

2. 各方面の米高の景況を伺ひ、
全般的な復歸不安、不安定要因に對して

後、特に賃金の動向が企業に及ぼす影響に
對し懸念を表明し、就中、田舎への切替え

米高
申出
レト
1/10

に對し、賃金の動向を直接たずねる
原因は、軍務局長及び公務員の給料が

復歸時の公定レトに對し、~~360日~~
360日換算となるが、切替えが行われ

場合、米高を合め、~~米高~~
大引上げの力は抗し難いものあり、企業

者には、若くは、~~米高~~
このため、と述べている。

賃料、
二つに形の一等に、賃金(現地の人の米高)
階層にいる米人も)が上昇する。

製品(西米等)一級品に、~~米高~~
サントウツチ等と、米高に對し、

米高に對し、~~米高~~

(回覧番号) 3432 (分類) 外務省電信案

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 (略) 平 第 129 号	総第 0120 174 号 昭和 47 年 1 月 20 日 19 時 37 分発
大至急・至急 普通・LTF 発電係		

大臣 種書 事務次官 法外務審議官 安川外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 米北 1 起案 昭和 47 年 1 月 20 日 起案者 新 電話番号 2466
-------------------------------	-------------------------------	---

協議先
官筋 総務室長
調査室 北米第二課長
国際経済課長

在米牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて 外務大臣 発
在沖繩高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて

件名 沖繩の通貨交換

大蔵省より本件に関し、つきのとおり米側
照会を依頼越したもので、結果回答
ありたい。

沖繩における復帰前の通貨交換
はドル併行流通については、

漢

海

152

(※印欄内は電信誤記)

(昭和四十七年改正)

GB-1

2

さきにサンクレメンテにおける水田大蔵大臣
とコナリ-財務局長の会議において、この
ような措置の実行可能性を在米大蔵
館と米側当局との間で事務的に検
討することが合意されたことはご高承
の通りである。
よ。ついでに検討開始に先立ち、本件
の米側窓口が何処になるかにつき、
財務省に照会せられた。

沖繩に転電は、 (3)

GB-3

外務省

秘



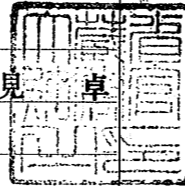
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

蔵秘秘才101号

昭和47年1月19日

アメリカ
外務省 ~~経済局長~~ 殿

大蔵省財務官 細見 卓



外務公電の依頼について

標記について 別紙のとおり駐米沖場大使
あて 発電方よろしくお願ひ申し上げます。

大 蔵 省 ()

(別紙)

駐米 沖場大使宛

沖縄における復帰前の通貨交換または円ドル

併行流通については、さきにサンフランシスコにおける

水田大蔵大臣とコナリー財務長官の会談において

このような措置の実行可能性を在米大使館と

米側当局との間で事務的に検討することに合意

されたことは御高承の通りである。

については、検討開始の先立ち、本件の米側

窓口が何処になるのかを、近藤公使を以て財務省

ウォーカー次官に照会せられた。

大 蔵 省 ()

秘
無 期 限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

総務参事官
条約課長
安全保障課長

沖縄の通貨交換について

69. 1. 11
米紙 (有地)

1月11日 櫻江の件について、大蔵省大臣
首脳野村参事官及び「」の閣僚等と話し合

経済課 櫻江部長の報告に基き、以下記
のとおり 御参考を。

記

1. 沖縄復帰前、通貨交換問題については
9日付の水田参事相帰国後、新聞に
より 本省の意向が示された (別紙 1月10日付者)

紙内参照) 水田大臣の記者会見に
おける発言要旨は、別紙1のとおり

要旨は「今後 絶えず 検討する」という
ことである。(大蔵省)

2. 櫻江参事官は、以前に「返済金の360回
交換」と陳情していたが、最近の
事情を踏まえ、308回に引き下
げの上、「差額の補填」を要請するとい
う意向が示された。(大蔵省)

3. (1) 現金輸送作戦 (別紙2. 1月9日付
沖縄外務記事参照) について、此
前より 大蔵省 (理財局)、日東銀行、及び
防衛省の3方面で 話し合っていること
が内容のついて「相対的」といふこと

別紙あり

いる。(大蔵省)

(4) 現金輸送に7...2 隊衛弁が引き受
けると決つてゐる。「LST 2隻、護衛

艦2隻、汽潜哨戒機」といふ記事は
推測であり、之をその是の如くは決つ

てゐる。隊衛弁として大蔵省が官弁
協力(注1)とすべし、兵艦乗務(注2)と

すべしと目下検討中であり、大蔵省から
小笠原の艦の是例と同じ形式である

とをオーストセウといふが、隊衛弁には
小笠原の艦の現金輸送の記録は無い

のみ、其の旨を大蔵省に伝へたとする
(隊衛弁)

(注1) 官弁協力とは 青い硫黄島 砲新

研の建立とか 硫黄島25周年祭の
実況といふ大史例に於ける如く、他

官弁(二場合以外務省に於ける)から公
文書に於ける類をその協力するもの

に通常は量に隊衛弁が負担する。
(例外は習熟の量に於ける。此は實

況と同様なる取扱に依る。)

(注2) 兵艦乗務とは 自衛隊法第100条
に基き、自衛隊の訓練に適合する

ことを前提条件とし、他、朝鮮に
在る学校設立等の土木工事等の一

般の公用事業に依るし、海軍乗務に
自衛隊が乗務するもの。此は實

況に依りて異なる。

事務連絡(149)
昭和47年1月10日(月)

殿

大臣官房文書課広報室長
官 本 保 孝

水田大蔵大臣の記者会見における発言要旨

水田大蔵大臣は、9日(日)夕刻、サンクレメンテにおける日米首脳会談に出席して帰国。20時から記者会見し、大要次のとおり語った。

1. サンクレメンテ会談の結果について

- (1) わが国としては、細かい問題は12日に行なわれる牛場・エベリー会談ですることとし、今回の会談では交渉はしないという方針で臨んだが、米国側から、折角の機会だから話合いをしたいとの申入れがあつたため、水田・コナリー及び田中・スタンズの個別会談を行なつた。
- (2) 貿易問題については、関税をはじめ主なものは解決済みなので、残つているものは小さな問題であるが、時間切れのため、農業問題を牛場・エベリー会談に委ねた点について、米国側は不満だつたようだ。
- (3) 私とコナリー財務長官との会談は、通貨調整後差し迫つた問題がないために話が多岐にわたり、通貨問題を中心に、今後の

中長期の問題について総ざらいの懇談ができ、誠に有意義であつた。

- ① 米国としては、日本経済の国際的地位が上つているため、今後は、日本と協調し、緊密な連絡をとりつつ政策運営に当たる必要があるという認識を深めているようである。

わが国としても、平常から、いろいろな問題について意思統一を図り、準備をしておいて、米国とともに、国際経済にある程度指導力を発揮していかなければならないと思つた。

そのために、国内においても、委員会のようなものを設け、学界、言論界、財界等各界から、為替・通貨問題を中心にいろいろ意見をきく必要があることを痛感した。

- ② 通貨問題については、ドルの交換性、各国に残存するドルの処理方法など重要な問題が残されているが、これらをどういう場で話し合つていくか、土俵のあり方について米国から相談を受けた。これは、他国関係もあるので慎重にする必要があるが、今後両者でよく連絡をとり、意見交換しようということになつた。

- ③ 沖縄の円・ドル交換問題については、米国の首脳部は、さきにわが国がとつた措置など詳しく知らなかつたようだ。これは、国務省マターの問題だとは思いますが、まず通貨当局に研究してもらふ必要があると思ひ、こちらから検討方を依頼した。

沖縄側のいつている復帰前の円・ドル交換の希望にはある程度理解を示してくれたが、これは円・ドル併行流通の問題にもつながり、施政権の一部放棄という問題も生ずるので、

かなりむずかしいという印象を受けた。しかし、沖縄経済を混乱させないで、何とかとりうるいい措置がないかどうか検討してもらったこととした。

(4) 共同声明の抜粋は別紙のとおりである。

2. 質問に答えて

問) 10か国蔵相会議のメンバーを広げることになったという報道があるが。

答) これは、今後の話合いの舞台をどうするかという問題だが、IMFをどうするかということも含め、いろいろ問題があることは確かだ。しかし、他国に関係あることでもあるので、今回の会議では、具体的話は出なかつたことにしてある。

問) 予算の政府案はいつできるのか。

答) 12日にはできるだろう。

本
林
有
志
レ
レ
フ
ア
イ
ン

10. 1. 16 経
 (大蔵大臣発言) 67. 1. 5.
 1. 1月5日付朝日新聞。尾島主幹は1月4日
 の大蔵大臣との合流の後「大蔵大臣は
 『施政権(通関)の通貨代替は可能か
 と問われ、渡米にあたり内閣に上り』と
 答えた』と記者に話した旨報じ
 110.
 2. 大蔵大臣の発言、1月17日。東京毎日
 福田外相の発言(尾島主幹に答へて)
 「日本は通関の通貨代替は可能か
 (0米)
 11月17日首脳会議(答へて)と1月17日朝日新聞
 と問われ』と答えた)の1月17日と答へた
 (福田外相発言)
 と問われ、1月17日大蔵省に上り、1月17日

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. なお、席上ペティより「通貨交換に際しては、米国人も同様の取扱いを受けるのが当然である」とのコメントがあり。また、同席したケーツより、「日本は5月/5日以前に通貨交換を行なうことにどの程度ANXIOUSなのか」との質問があつた（当方は、これは政治的な問題であるとして確答を避けた）。

3. よつて上記ノ(2)の連絡のあり次第追電するもとりあえず。

オキナワに転電した。

(了)

外務省

(回覧番号) 3527, 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	総第 0201 197 号
第 232 号	昭和 47 年 2 月 1 日 19.32 分発	
大至急・至急・普通・LTF	発電係 ②	

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和47年2月1日 起案者 電話番号 2466
--	-------------------------------	---

協議先
 国際経済課長 北米才二課長

在米牛場 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 外務大臣 発

在沖繩高瀬 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 外務大臣 発

件名
 沖繩の通貨交換

貴電才375号に因り、
 本件に因り、と在京米大使館への協定
 1. 天蔵省との交渉、
 2. 在米米大使館との交渉

428
 下記の結果、同電ありたい。
 (1) 在京米大使館の参事官は、沖繩
 通貨問題に因り、日米協議に参加の

(捺印内は電報係記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

ため、1日、ワシントンに向ったが、1月
 31日、鳩山大蔵事務次官及び細見
 蔵務官^(本件につき)とこの談話。
 (2) 右この人において鳩山次官の述べ
 たところ、つきのとおり。
 (1) 神元の円・ドル交換の原則に従来
 の方針は、5月15日から短期間内
 通貨の交換及び債権債務の単位を
 切換え、ドル経済から円経済に移す
 ということであるが、こうした急激な変化
 に対しては現地で不安もあり、特に
 その時々の円ドル相場の見通
 しにかなりの幅があることから、自己の
 資産の将来の価値に危惧を抱く
 向きもあり、できるだけ早期に安心

を得たいとの希望が強い。
 日本政府よりも米政府の合意を
 得てなんらかの対策を講ずべく、サン
 クレメンテ会議で水田大臣よりコナリー
 長官に検討をお願いは済みである。
 (2) 当方としては、5月15日以前ので
 きるだけ早い時期に通貨の交換及び
 債権債務の単位の切換えを行な
 なければ一つの解決であると思うが、
 施政権返還前にかかる措置をとる
 ことには大きな困難があるかと考える。
 しかれば、なにくずしに交換を行ない、
 その間ドル、円の同時併行流通を
 認めればなにかとも考えるが、その場合も
 地元金融機関への影響や円投機

対策等難しい問題がある。

としかく日本側としてはワシントン2の協議で対通貨の早期交換の可能性、もしそれが無理ならなんらかの transitional arrangement が工夫できないかにつき相談したいと望んでいる。

(3) 2日に対し、ダイクは、日本側の意向は良く理解した。本日、ランポート高峯弁務官と面談が予定なので、その意見をもとにワシントンに伝達する旨を答えた。

2. 上記の経緯があるので、財務省と接触の上、^{本件に関する}日米協議の日程を決定された。なお、大蔵省からは

担当者^の派遣も考慮している~~こと~~、念のため。
 (由に付)

沖縄に転電した。 (3)



大 蔵 省

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

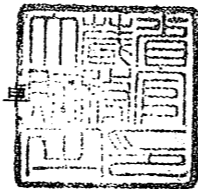
蔵秘第 220 号

昭和 47 年 2 月 1 日

外務省アメリカ局長 殿

大蔵省財務官

細 見



沖縄における復帰前の通貨措置に係る
日米交渉について

標記について、別紙のとおり駐米牛場大使宛外務公電方
よろしくお取り計らい願いたい。



大 蔵 省

(別紙)

一、在日米国大使館 Dyche 参事官は沖縄通貨問題についての
日米協議に参加するため、2月1日東京を発つてワシントン
に向うが、1月31日大蔵省鳩山次官及び細見財務官とこ
ん 談した。

二、この会談において鳩山次官は次のように述べた。

「沖縄の円・ドル交換についての従来の方針は、5月15
日から短い期間に通貨の交換及び債権債務の単位の切換えを
行ない、ドル経済から円経済に移すというものであるが、こ
うした急激な変化に対しては現地で不安もあり、とくにその
時点での円ドル相場の見通しにかなりの幅があることから自
己の資産の将来の価値に危惧を抱く向きもあり、できるだけ
早期に安心を得たいという希望が強い。したがって本土政府
としても米国政府の合意を得て何等かの対策が講じられない
ものかと考え、先のサンクレメンテ会談で水田大蔵^臣より Co-
nnally 長官に検討をお願いした次第である。

当方としては、5月15日以前のできるだけ早い時期に通
貨の交換及び債権債務の単位の切換えを行なえば一つの解
決であろうと思うが、施政権返還前にかかる措置をとること

大蔵省

は大きな困難があらうかと考える。しからば、なし崩しに交換を行ないその間ドル円の同時併行流通を認められないかとも考えるが、その場合も地元金融機関への影響や円投機対策等難しい問題がある。しかし、とにかく日本側としてはワシントンでの協議でまず通貨の早期交換の可能性、もしそれが無理なら何等かの transitional arrangement が工夫できないかを御相談したいと望んでいる」

- 三 これに対し、Dyche は日本側の意向は良く理解した。本日、沖縄の Lampert 将軍とも面談する予定なので、彼の意見をも聞いてワシントンに伝達しようとした。
- 四 上記のような経緯であるので、財務省と contact の上、日米協議の日程を決定されたい。なお、大蔵省からは担当者を派遣することを考慮しているので念のため。

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 (略) 平	総第 0204 051 号
第 269 号	昭和 年 月 日 時 分 発	17.2.4 15.
大至急 (至急・普通・LTF)	発電係	

主管 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 年 月 日 起案者 北米才一課長 電話番号 2466
---	-------------------------	---

協議先 国際経済課長 北米才二課長

在米牛場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理	あて 外務大臣 発
電報 在 大使 臨時代理大使 報 総領事 代理	あて

件名 沖縄の通貨交換
米北1
往電才 129 号に同じ。
大蔵省より、本件については、国会審議会中との
関連もあり、日米協議の日程に同じ。
中間的見通しを以て至急承知法に旨
照会越法にて、(至急) 回電ありたい。

字 濟 依田 報告 越 米北一長 あり

(※印欄内は電信録記)

(昭和四二・七一改正)

GB-1

2

2.	沖縄の通貨交換に1回32打合せ
3.	2月15日 (TW 068) 1 2 9:00 空港着
	22日 本館 貴館に 8泊
4.	初会可配あり。
	(B)

GB-8

外務省

大政事外外儀官
務次典房
臣官官審審長長
儀総入電厚計
書文会営給

調査長
参企析調
領長
参領旅査移
移長

ア 参地中東
長 北西
米 北北保
中 参一
南 参西東洋
歐 西東
長

近ア 参書近ア
了長 次総経国資
経 源

長 参質統国
経 参政技一理
協 国企二
長 参条協規

長 参政経科
国 軍社專
情長 参道内外
文長 参一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 9206 主管
72年 2月 25日 15分 米 発
72年 2月 24日 20分 本省 着

外務大臣殿 4場(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワの通貨交換の復帰前実施に関する対米せつしよう

第768号 略 至急

標記せつしようは2月17日/18及び23日の3日間にお
たり米財務省において行なわれたがその概要は次の通
り

(出席者米側より財務省CATE S、LEDDY、UN
GER、国務省SHINN、国防省WARFLE、陸軍省
FREIMUTH及びMcLAUGHLIN、当方よりエン
ドウ、ワニダ、カヤ、ツベラ、サトウ)

当方より、まず先のサンクレメンテ会議においてミス
タ蔵相より、ニナリ一長高に対し、本件に関し両国間で検討
したい旨申入れた経緯について説明するとともに、オキナ
ワの復帰前通貨交換の実施には、日本側にも法令上及び実
務上かなりの困難はあるが、米側にとつても返かん協定上
の法令上または行政手続上どのような困難があるか、その
困難は果してごく復てきる程度のものかどうかについて検
討したい旨問題提起した。

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. 議論は主として本件が米側の施政権との関係で返かん協定の修正という形をとらずに実施できるか及びもし復帰前に実施した場合の復帰日までのオキナワに投機的短資の流入をそ止めるための有効な為替管理が実施可能かという点に集中した。

(イ) 施政権との関係については米側は比較的弾力的な態度をとり特に日本側の強い要請があれば返かん協定の修正という手続をふまずにこれを実施することができるように検討する余地があるとした。

(ロ) しかる為替管理については問題が複雑であるため米側は今回のせつしようでは明確な回答をなせず日本側の希望する為替管理を行なうためには如何なる法令上の行政上及び実務上の措置が必要かについてはさらに検討したい旨述べた。

3. なお上記せつしよう及びその間に数回にわたって行なわれた非公式せつしようにおいて米側からしばしば復帰までにわずか3カ月足らずの期間しか残っていないのにどうしてこのように米側よりみて具体的なメリットの少なく問題の多い事柄に意を注がねばならないのか全く理解にくるしむ旨の疑問が提起された。これに対し当方よりこれは経済的理由のほか「日も早く日本の経済圏に入りたい」というオキナワけん民の心情的要請によるもので

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ある旨答えておいたが米側は最後まで理解できない様子であった。

4. 最終日今回のせつしようのPRESSに対する発表よりは別電のよりにすることに両国間に意見の一致をみた。

なお上記発表より作成の過程で米側は通貨交換の復帰前実施については日米双方に問題があるというラインで説明してほしいと少なくとも米側にのみ責任をおむつける形になることは避けてほしいとくり返して述べた。

(丁)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

193

秘

電信写

大政事外儀宣
務典房
次典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会管給

調企析調
長領移
長領移

ア参地中東
長北東西
長参北北保
中南審
欧参西東洋
長西東

近ア参書近ア
長経次総経国資
源
長参質統国
経政技一理
協長国企二
長参条協規
国参政経科
長軍社專
備長参道内外
文長参一二

総番号(TA) 9221
72年 2月 23日 20時 00分 米 国 発 米北1
72年 2月 24日 11時 11分 本 省 着

外務大臣殿 牛場 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄の通貨交換の復帰前実施に
関する対米折衝

オ769号 略 至急
往電オ768号 別電

GUIDELINE FOR THE PRESS HANDLING

IN VIEW OF THE STRONG DESIRE OF THE OKINAWAN
RESIDENTS FOR THE PRE-REVERSION CONVERSION OF THE
CURRENCY, THE EXPERTS OF THE JAPANESE AND U.S.
GOVERNMENTS MET AT THE U.S. TREASURY DEPARTMENT
FROM FEB. 17 THROUGH 23 TO DISCUSS THE TECHNICAL
ASPECTS OF THE PROBLEM.

AS A THOROUGH REVIEW OF THE PROBLEM DISCLOSED
VARIOUS POSSIBLE DIFFICULTIES ON BOTH SIDES
IN THE ACTUAL IMPLEMENTATION OF PRE-REVERSION
CONVERSION, IT WAS AGREED THAT FURTHER STUDIES

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ARE NECESSARY.

ACCORDINGLY, BOTH SIDES AGREED TO CONTINUE THE
EXCHANGE OF VIEWS ON THIS PROBLEM.

(3)

外務省